

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください!

新型コロナウイルスの感染が拡大する状況の中、悪質な販売や請求が増えています。新型コロナウイルスという言葉に驚かず、不審な電話や訪問があれば、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター (☎3711-1140)

事例1 ウイルス除去をかたる工事の要求

水道局員を装って「新型コロナウイルスが水道管に付着している。すぐに交換が必要」などと不安をあおる電話やメール、訪問をし、契約などを迫る。



対策

水道局がそのような連絡をすることはありません。きっぱりと断りましょう。新型コロナウイルスは、適切な塩素消毒が実施されていれば、水道水から感染することはないといわれています。

事例2 うまい話でクリックを誘う

実在する会社の名前で、マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた。希望する場合はメール内のURLをクリックするように書かれている。



対策

メール内の番号に電話したり、URLにアクセスしたりしてはいけません。実在する事業者名等をかたった偽メールの可能性があり、個人情報や盗まれるなどの危険があります。企業の公式ホームページなど確かな情報源を調べ、事実かどうか必ず確認しましょう。

事例3 根拠のない商品

「新型コロナウイルス予防に効果がある」などと、感染症の予防やウイルス除去等に効果があるようにうたって商品を販売している。



対策

現時点で、健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌剤などの商品は、新型コロナウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていません。手洗いなど、正しい予防を心掛けましょう。

マスクなどが感染症患者等の必要なかたに届くように

風説に惑わされず、正しい情報を見極め、不要不急の買いためを控えていただくよう、ご理解ご協力をお願いします。

また、マスクの転売は禁止されています。事業者だけでなく、一般消費者も、取得価格を超えて第三者に販売すると処罰の対象となります。

語ろう人権 家庭で地域で



正しい情報で、冷静に行動しよう! ~新型コロナウイルス感染拡大の影響

家庭内暴力は電話で相談を

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、外出自粛により、家庭内での暴力(DV)の深刻化が懸念されています。

家の中で顔を合わせて過ごす時間が長くなると、加害者がストレスを解消するために、精神的、肉体的に暴力を振るやすい状況が生まれます。特に、弱い立場の人が危険にさらされます。経済的不安が引き金になるかもしれず、深刻な事態に発展しかねません。そうした場合はひとりで悩まず、まずは公的な人権相談機関(右下コード)に連絡してください。夜間や休日でも電話できる窓口があります。家で電話をしていると加害者に気づかれる可能性があれば、少し外に出て、電話をかけましょう。外部とつながることが何より大切です。暴力から避難するための相談に行くことは、不要不急の外出ではなく、差し迫った必要ある外出です。暴力がある場合は、迷わず110番してください。

適度にストレスを解消しよう

一方、子どもや高齢者の世話や介護など、家事を担うかたの負担が増えています。

移動の規制、家計の問題や先の見えない状況に、漠然とした不安感がのしかかり、どこにも助けを求められず、孤立しているかたがいるかもしれません。

そうしたストレスを抱えたかたへは、信頼できる友人や家族に自分の状況を伝え、共有してもらうことを助言しましょう。会えなくても話を聞いてもらうだけで、ストレスの緩和につながります。室内でできる運動やめい想などもストレスを解消するよい方法です。

人権への配慮を忘れずに

感染者や外国籍のかた、海外帰国者に対するひぼう中傷や、心無い書き込みがSNS(会員制交流サイト)などで広がっています。また、医療関係者やその家族が、いわれのない差別を受ける事例も発生しています。医療職をはじめとする関係者の努力や活動がなければ、より多くの人の命が失われる可能性が高いことを忘れてはなりません。人道的活動に参加されているすべてのかたに心からの敬意を表し、偏見や先入観に基づく批判は厳に慎みましょう。不確かな情報に惑わされた不当な差別、偏見、いじめ、SNS等でのひぼう中傷などは決して許されません。

科学的事実を欠いた偏見と差別により、人権侵害につながるものがないよう、今こそ政府や関係機関からの正しい情報に基づいた冷静な行動をとりましょう。

図人権政策課 (☎5722-9214)



▶人権相談機関

情報ボックス

お知らせ

祐天寺駅周辺地区整備方針を策定しました

区民の皆さんのご意見を反映し、地区の特性に合わせた街づくりを進めるため整備方針を策定しました。整備方針は、ホームページでご覧になれます。

☎都市整備課街づくり調整係 (☎5722-9714)

ものづくり・IT商談会の参加企業を募集します

日時 9/1(火)13:00~17:00
会場 大崎ブライツコアホール(JR大崎駅下車5分) 内容 目黒・品川・江戸川・荒川・足立・板橋・江東区とさいたま・綾瀬市の9区市合同の商談会。20分程度の商談を最大6回行う 対象 区内の中小製造

業・情報通信業事業者 募集数 発注・受注企業各10社程度
☎電話で、5/8までに、産業経済・消費生活課中小企業振興係 (☎3711-1134)へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額改定

4月からの支給額は下表のとおりです。

児童扶養手当(月額)

	全部支給	一部支給
第1子	43,160円	10,180円~43,150円
加算額	第2子	5,100円~10,180円
	第3子以降	3,060円~6,100円

特別児童扶養手当(月額)

重度障害	52,500円
中度障害	34,970円

☎子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645)

人材を募集します

詳細は、募集案内(23区の教育委員会事務局、特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局で配布。事務局ホームページから印刷可)をご覧ください

●特別区立幼稚園教員採用候補者

勤務場所 23区の区立幼稚園(大田・足立区を除く) 職種 教員 応募資格 昭和61年4/2以降生まれの幼稚園教諭普通免許状所有者または令和3年4/1までの取得見込者 選考方法(一次) 筆記試験(6/21)

☎募集案内に添付の申込書を、5/7(消印有効)までに、特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1)

1 東京区政会館17階、☎5210-9751)へ郵送(5/7・8に持参可(ただし郵送を推奨))

●特別区立幼稚園臨時的任用教員採用候補者

勤務場所 23区の区立幼稚園(大田・足立区を除く) 職種 臨時的任用教員 応募資格 幼稚園教諭普通免許状所有者 選考方法 書類、面接(6/1~3に、新規申込者、区立幼稚園の臨時的任用教員として最近5年間に勤務実績のないかたのみ実施。申込時に希望日を要電話予約)

☎募集案内に添付の申込書を、4/24~5/22(消印有効)に、特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館17階、☎5210-9857)へ郵送